



■まちフェスのイベントを企画しよう
10月28日(金)から30日(日)まで、中心市街地で開催するまちフェスの企画を募集します。対象は音楽演奏、演劇公演、作品展示などの活動。選ばれた企画を行う団体には助成します。
対象 芸術文化事業などを行う団体
助成金額 上限10万円
申込書の配布 アーツ前橋で。同館ホームページ (http://artsmaebashi.jp) からダウンロードもできます
申し込み 6月17日(金)(必着)までに郵送で。申込書に記入し、〒371-0022千代田町五丁目1-16・アーツ前橋へ

■アーツ前橋サポーター募集
アーツ前橋で活動するサポーターと鑑賞サポーターを募集します。
①サポーター登録希望者説明会
活動の内容を紹介します。
日時 5月29日(日)午後1時30分～4時
対象 高校生以上
②鑑賞サポーター研修会
子どもたちに作品鑑賞を楽しんでもらうサポーターの研修会です。
期日 6月25日(土)～来年3月29日(水)の
水土日曜9回
対象 研修の全日程に参加できる18歳以上、30人(選考)
申し込み ①は5月28日(土)までに同館へ。②は6月15日(水)までに郵送で。住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話番号・Eメールアドレス・職業・応募の動機(800字程度)を記入し、〒371-0022千代田町五丁目1-16・アーツ前橋「鑑賞サポーター研修係」へ

前橋まちなか文化祭(まちフェス)を開催。イベント企画を募集します。ボランティアの鑑賞サポーターなども募集します。
アーツ前橋 ☎027-230-1144

まちなかでアートを体感 イベントとサポーターを募集します

安全・安心の前橋産 赤城の恵ブランド認証品募集

本市の優れた産品で、地産地消の推進と食の安全・安心の向上の取り組みによって生み出された物に認証される「赤城の恵ブランド」。現在54品目が認証品に。前橋産の農林水産物の生産拡大に取り組んでいます。
農林課 ☎027-898-5841

■新たな認証品を募集

認証を希望する産品を募集。認証には条件があります。詳しくは問い合わせるか、本市ホームページをご覧ください。

対象 市内で生産・育成された農林水産物か、原材料に前橋産農林水産物を使用し、原則として本市で加工された加工品で、市内で流通・販売され、本市のイメージアップやPRにつながる個性・特長がある物など

申込書の配布 市役所農林課で。本市ホームページからダウンロードもできます

申し込み 5月16日(月)～6月30日(木)に申込書に記入

し、同課へ直接

■「赤城の恵ブランド」に認証でうれしいことがたくさん

●みんなに味わってもらおうきっかけに
農業まつりなどの各種イベントで、試食や即売を行うことができます。

●認証品を広くPR
見本市への参加費用や、PR用リーフレット作成費用の補助制度が利用できます。また、認証品一覧リーフレットに掲載されるほか、本市ホームページなどでも認証品の情報を発信します。



赤城の恵

多彩なアイデア競い合う 自作のロボットで頂点を目指せ

想像力と技術を競うサンデンまえばしロボコン。この大会の参加者を募集します。

産業政策課 ☎027-898-6983

ことしのテーマは「緑日の王者は誰だ!?Feat.前橋まつり」。自作ロボットを操作してボールを集め、そのボールを発射してターゲットを落とした合計得点を競うコンテストです。

また、ロボット作りをサポートする相談コーナーを開設。初めてロボットを作る人も安心して参加できます。

日時 8月20日(土)午前10時

会場 総合福祉会館

対象・部門 個人か5人以内のチーム

で〈①こども〉小学生以下と家族〈②中学生〉中学生〈③一般〉高校生以上

申し込み 7月4日(月)までにハガキで。参加部門・チーム名(10文字以内・フリガナ)・代表者の住所・氏名・電話番号・チーム構成(友人、親子など)・人数・②は学校名を記入し、市役所産業政策課「まえばしロボコン係」へ。または同大会ホームページ (http://www.maebashi-robocon.net/) で



安心生活を送るために 消費生活センターがお手伝いします

5月は消費者月間。「みんなの強みを活かせ～安全・安心な社会に一億総活躍」をテーマに、消費者や事業者、行政が連携して安心・安全な社会を目指します。
消費生活センター ☎027-230-1755

■安心生活のお手伝いをします

消費生活センターでは、くらしのセミナーや出前講座、消費生活相談を実施しています。現在、市職員などと偽ってお金をだまし取る還付金詐欺や、ワンクリック詐欺、通販トラブルが増えています。このような問題解決をお手伝いするために、専門の相談員が相談に乗ります。

■消費生活相談

相談時間 午前9時～午後5時(土日曜・祝日・年末年始を除く)

消費生活センターの豆知識

100円セールに通ったら

事例 知人に日替りセールに誘われ、会場で健康講座を聞いた後、卵などを100円で購入。10日間通い、担当者に冷え性だと言うと、「血流がよくなる70万円のマットレスが今日だけ、特別に30万円」と勧められ契約。しかし、高額で払えませんが、



回答 これは催眠商法です。巧みな話術と格安の商品で、「契約しないと損」「景品をもらったので断れない」といわせ、高額な契約を勧誘。必要な場合は断りましょう。契約後もクーリングオフが可能な場合も。消費生活センターに相談を。トラブルに遭わないためには、誘われても安易に行かないのが一番です。

消費生活

芸術文化

ロボコン